

「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）の概要

「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」等の一部改正については、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）等の施行に対応するため、次のとおり改正するものです。

第 1 個別通達《消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて》関係

1 簡易課税制度等が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例

個人事業主が、簡易課税制度が適用される課税期間を含む年において、税抜経理方式を適用している場合で、課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10（軽減税率が適用されるものである場合には、108 分の 8）を乗じて算出した金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額と区分して経理をしているときは、継続適用を条件として、当該金額を仮払消費税等の額とすることができることを明らかにする。また、2 割特例制度の適用を受ける課税期間を含む年において、税抜経理方式を適用している場合についても同様の取扱いの適用を受けることができることを明らかにする（1 の 2、経過期的取扱い(2)）。

2 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。

第 2 個別通達《「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」の一部改正について》関係

1 経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理

個人が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に行った課税仕入れのうち、適格請求書の記載事項を基礎として計算した金額等、課税仕入れに係る消費税額があるもの以外のものに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合には、当該課税仕入れの区分に応じた一定の金額を当該取引に係る仮払消費税等の額とすることを明らかにする（経過期的取扱い(2)）。

2 経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理の特例

個人が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に行った課税仕入

れのうち、適格請求書の記載事項を基礎として計算した金額等、課税仕入れに係る消費税額があるもの以外のものに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合において、改正後の経過的取扱い(2)の(1)及び(2)の課税仕入れに係る取引につき、個人が当該取引の対価の額と区分して経理をした金額がないときは、改正後の経過的取扱い(2)にかかわらず、当該取引に係る仮払消費税等の額はないものとすることができることを明らかとする（経過的取扱い(3)）。

3 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。